

2018年12月12日

お客様各位

ベトナム税関通達 (No 6889/TCHQ-GSQL) に関して

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

掲題に関し、ベトナム税関は2018年11月23日付け通達にてベトナム着貨物に対し（除、トランシップメント貨物）、下記項目のマニフェスト申告を義務付けましたのでご案内申し上げます。

つきましては、対象のお客様に於かれましては、BL Instruction 上へ下記情報のご提供をお願い申し上げます。

尚、情報が正しく弊社にご案内頂けない場合は、現地での通関及び貨物のお引渡し時に支障をきたす可能性がございますので、通達内容につき現地 Consignee 殿ともご確認の上、適切にご対応頂きます様お願い申し上げます。

記

	スクラップ等の産業廃棄品貨物	(記載場所)
適用開始日	2018年12月1日（現地本船入港分）	
Consignee	TAX CODE#IMPORT LICENSE#BANK DEPOSIT#NAME OF COMPANY#ADDRESS#TEL#FAX#EMAIL 注1) TAX CODEと会社名は、Import License番号に記載のある会社名 注2) 各項目間の「#」は記載願います 注3) 上記順序にて記載願います	Consignee欄
Notify Party	ConsigneeがTo Orderの場合はNotify Partyに於ける上記項目を記載	Notify Party欄
HS CODE	8桁	BL Body欄
Description of Goods	COMMODITY NAME#DESCRIPTION# 注1) 各項目間の「#」は記載願います 注2) 上記順序にて記載願います 注3) 税関指定の貨物名とその明細を簡潔に記載	BL Body欄

ご不明な点等御座いましたら、弊社営業担当までお問合せ下さい。

以上